

障害者政策委員会

ニュースレター(No. 6) 2012.10.19

障害者政策委員会委員 全難聴副理事長 新谷友良

【障害者政策委員会小委員会(前半)の議論が終わりました】

10月15日、障害者政策委員会の小委員会3回目が開催されました。小委員会前半の話し合いは今回で終了、10月22日からは後半が始まります。新谷が所属した第1小委員会では、今回「初等中等教育における教育内容及び教育支援体制の整備①(就学相談・就学先決定等)」と「初等中等教育における教育内容及び教育支援体制の整備②(合理的配慮及び基礎的環境整備等)」の2点が議題になりました。



上記の写真は小委員会の様子、新谷は前面のパソコン要約筆記を見ています。

最初の「就学相談・就学先決定等」では、入学前から高等教育までの一貫した相談の必要性について、委員の意見は一致しました。また、入学前の就学相談にあたっては医療関係者、教育関係者、福祉関係者の連携の必要性が強調されました。

就学先決定については、本人・保護者・学校が十分話し合っただけで決める、決めるにあたって必要な情報を提供することの重要性は異論がありませんでしたが。最終的な決定を本人・保護者が行うのか、教育委員会が行うのか議論がありました。現在は、入学前の健康診断で通常の学校での学習が困難と判断された場合、教育委員会が特別支援学校(ろう学校など)への入学を決める仕組みになっています。この点について、昨年改正された障害者基本法が

「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮する」と規定しましたので、現在の仕組みの変更が早晚必要となります。この点について、文部科学省よりは「現在省令の改正作業中だが、時間がかかるので来年4月入学には間に合わない」と説明がありました。

2番目の議題は、通常学校・特別支援学校でのインクルーシブ教育を進めるための環境整備です。7月にまとめた文科省の特別委員会の報告は、学校全体としての「基礎的環境整備」と障害を持った子どもへの個別支援としての「合理的配慮」の両面から環境整備を進めることを提言しています。

教室の整備や先生の増加などは基礎的環境整備であり、聞こえに困っている子どもへの補聴器の給付などは合理的配慮と理解できます。これについて、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が必要となるか、幾つかの地域でモデル事業を行い、必要な環境整備の見通しをつけると文科省は説明しています。

インクルーシブな教育を実現するために、人・もの・金が必要なのは当然で、時間がかかることも理解できますが、教育は子ども的一生に係る問題です。制度改革の遅れが、多くの障害を持った子ども的一生を左右する可能性をしっかりと頭に入れる必要があると思います。

後半の小委員会では新谷は「住宅の確保、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等」のグループに所属します。1回目の会議は10月22日です。